

【事業助成】対象となる経費・対象外となる経費

《該当する助成項目》

1 人材(担い手)育成支援、2 居場所づくり支援、3 活動支援(拡充・再開)、4 新しく創り出す活動支援

《共通科目》

助成申請する『事業』の実施に直接必要な経費(事業実施期間中に経費支出が完了するものに限る)

【事業助成】

支出科目	対象となる経費	対象外となる経費 *団体が存続する限り恒常的に必要とする費用
消耗品費	事務用品、材料費、衛生用品、工具類、書籍 など * 飲食を伴う事業(子ども食堂等)に係る食材費 など * コロナ対策に関するもの	* 団体の運営、維持管理に係る消耗品と認められるもの * 会議等での飲食費(喫茶店代、お茶、お菓子等) * 酒類 * スタッフのユニフォーム * 購入した物品(プレゼント、手土産、食品など)をそのまま配布するもの
備品費	物品として団体に保持・保管するもの * コロナ対策に関するもの	* 団体の運営、維持管理に係る備品と認められるもの(パソコン、プリンター等) * 他事業・他団体と併用する備品
印刷製本費	会議資料印刷費など	* 団体が定期的に発行する会報などの費用
通信運搬費	切手代、送料 など	* 団体の運営、維持管理に係る通信運搬費と認められるもの(電話代、インターネット回線使用料、プロバイダ料等) * 団体が定期的に発行する会報などの送料
交通費	事業に関わるボランティアの実費交通費 (注) ガソリン代は対象外ですが、移動支援活動をされる方は別途ご相談ください	* 内部者(★)の交通費 * 駐車料金・ガソリン代
広報費	活動イベントポスター、活動イベントチラシ作成費用 など	* 団体の運営に係る広報と認められるもの(団体が定期的に発行する会報費など)
諸謝金	講師謝礼金(交通費を含む)、アドバイザー料、 など * 外部講師に支払うものに限る	* 内部者(★)に支払うもの * 謝礼として渡す物品(金券・菓子折り等) * ボランティア活動振興基金の申請、報告に係る書類作成の謝金として支払うもの
賃借料	会場使用料(公に第三者が貸スペースとして認知している) * 付帯設備費を含む レンタル料 など	* 団体事務所の家賃、電話代・光熱水費など団体の運営・維持管理に係るもの * 駐車場代
損害保険料	社協が取扱うボランティア活動保険、ボランティア・市民活動行事保険	* 左記以外 * 内部者の日常活動に活動に係る保険等
業務委託費	事業専用の WEB ページ作成費 など	* 団体の運営、維持管理に係る業務委託と認められるもの(WEBサイトの保守料・管理費等) * ボランティア活動振興基金の申請、報告に係る書類作成にかかる業務委託と認められるもの
雑費	手数料など上記以外の諸経費	* 団体の運営、維持管理に係る経費と認められるもの * 助成金申請のための謄本・住民票取得手数料など

★内部者とは、団体を構成し運営に従事する者

《対象の助成項目のみ認められる科目》

	対象助成項目	対象経費
* 人件費	1 人材(担い手) 育成支援	育成した人材を次の活動先につなげるためのコーディネートをする内部者(★)にかかる人件費 * 予算の40%以内 * 役割が明確になっていること
* 光熱水費	2 居場所づくり支援	* 会場賃借時に請求される内容に含まれているもの
* 賃借料	2 居場所づくり支援	* 駐車料金(報告時のスケジュール表に記載のある日のものに限る)